

各譲与税における譲与基準等

譲与税目	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	森林環境譲与税
譲与総額	航空機燃料税収入額の2/13 (令和7～8年度 4/15)	特別とん税収入額の全額	森林環境税収入額に相当する額
譲与基準	○市町村 4／5 1／4 延べ重量 1／4 旅客数 1／2 騒音世帯数 ○都道府県 1／5 1／4 延べ重量 1／4 旅客数 1／2 騒音世帯数 令和6年度より、従来の着陸料収入額に代えて、「航空機の重量×着陸回数(延べ重量)」及び旅客数を譲与基準として用いることとなり、激変緩和措置(5年間)を講じている。 ※	開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額	○市町村(9/10) 55/100 私有林人工林面積 20/100 林業就業者数 25/100 人口 ○都道府県(1/10) 市町村と同様
補正	延べ重量、旅客数、騒音の程度、空港の管理の態様、空港の所在等による補正	なし	林野率による補正 (私有林人工林面積のみ)
譲与時期	9・3月	9・3月	9・3月
使途	騒音により生じる障害の防止、空港及びその周辺の整備等空港対策に関する費用	なし	(1)市町村 ア 森林の整備に関する施策 イ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策 (2)都道府県 ア 当該都道府県の市町村が実施する(1)ア、イに掲げる施策の支援に関する施策 イ 当該都道府県の市町村が実施する(1)アに掲げる施策の円滑な実施に資するための(1)アに掲げる施策 ウ (1)イに掲げる施策
R6 譲与実績	145億円	110億円	629億円
R7 地財計画	145億円	113億円	689億円

※ 令和7年度は着陸料収入額 30/100、延べ重量 10/100、旅客数 10/100、騒音世帯数 50/100 の譲与割合により譲与することとされている。